



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 1

告 示

- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課） 4
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 4
- 沖縄県漁港管理条例に基づく使用許可を要する甲種漁港施設の指定（漁港漁場課） 5
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） 5
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 5

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 7

訓 令

- 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 7
- 国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令（交流推進課） 8

教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 8
- 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令 9

人事委員会事項

- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 9
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 10
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 10
- 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 11
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 11
- 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則 11

規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第10号

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条の2」を「第13条」に改める。

第20条の2に次の1項を加える。

- 2 法第72条の4第3項に規定する農業を行う農事組合法人が法第72条の34に規定する申告書又は修正申告書を提出する場合には、貸借対照表、損益計算書、農事組合法人の事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書その他課税標準の算定に必要な書類を併せて知事に提出しなければなら

ない。

別表58の項中「第20条の2」を「第20条の2第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

58の2 第20条の2第2項の規定による課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書	農事組合法人の事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書	第79号様式の3
---	-----------------------------------	----------

第79号様式の2の次に次の1様式を加える。

第79号様式の3 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

農事組合法人の事業に係る課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 農業に付帯する事業に係る 課税・非課税の判定計算書 </div>				事業	から	法人名	
				年度	まで		
総 収 入 金 額	区分	科目	収入金額	区分	科目	収入金額	
	農 業 部 門 の 収 入 金 額				農 業 に 付 帯 す る 事 業 の 収 入 金 額		
						別表4加算	
						別表4減算	
						計 ②	
					そ の 他 の 収 入 金 額		
						別表4加算	
別表4減算							
計 ③							
計 ①			総計 (①+②+③) ④				
農業部門に含める付帯事業等の判定			農業部門の収入金額の2分の1相当額 (①×1/2) ⑤				
			非課税・課税の判定	⑥	②≤⑤の場合は付帯事業に係る所得は非課税		
				⑦	②>⑤の場合は付帯事業に係る所得は課税		

※ ⑥、⑦のいずれか該当する方に○印を記載すること。

[所得金額計算書]

総所得等 (第6号様式別表5「再仮計」の欄)		⑧	
土地等の譲渡益等		⑨	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額		⑩	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		⑪	
課税標準の基礎となる総所得等 (⑧-⑨-⑩-⑪)		⑫	
所得金額の 計算の基礎 とする収入 金額	非課税分の収入金額 (付帯事業が課税の場合①)	⑬	
	(付帯事業が非課税の場合①+②)		
	総収入金額 (④)	⑭	
非課税分の所得金額等 (⑫×⑬/⑭)		⑮	
当期分の所得金額等 (⑧-⑮)		⑯	
繰越欠損金額又は災害損失金額の当期控除額		⑰	
課税標準となる所得金額等 (⑯-⑰)		⑱	

第164号様式中 「登録番号又は車両番号」 を 「登録番号又は車台番号」 に改め、同様式注を次のように改める。

注1 この証明書は、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者については福祉事務所長又は町村の長が、戦傷病者手帳の交付を受けている者については沖縄県子ども生活福祉部保護・援護課長が、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の交付を受けている者については保健所長が発行するものとし、「障害名」欄には、障害の区分を記入してください。

2 「登録番号又は車台番号」欄は、新規登録予定の車両の場合は、車台番号を記入してください。

第164号様式の2中 「登録番号」 を 「登録番号又は車台番号」 に改め、同様式注を次のように改める。

注1 「登録番号又は車台番号」欄は、新規登録予定の車両の場合は、車台番号を記入してください。

2 「既に減免措置の適用を受けている自動車の有無」欄は、有の場合には、当該自動車等の登録番号又は車台番号を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

告 示

沖縄県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、城間第2地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和3年3月22日から同年4月16日まで
- 縦覧に供する場所 南大東村役場
- その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、竹富町与那良原地区県営農地整備整備事業に係る換地処分をした。

令和3年3月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第114号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成29年沖縄県告示第197号で同意の認定をした平良加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和3年3月19日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

沖繩県告示第115号

沖繩県漁港管理条例（昭和50年沖繩県条例第33号）第11条第1項第1号の規定により、糸満漁港の甲種漁港施設のうち、第5波除堤（北）、第3波除堤（北）、波除堤（J）（北）、波除堤（G）（北）、波除堤（H）（北）、用地護岸（2）（北）、用地護岸（3）（北）、残土処理護岸（北）、第4波除堤（北）及び-6.0m岸壁（1）（北）を同号に規定する知事が指定する施設として指定し、令和3年4月1日から施行する。

なお、指定する施設の図面は、沖繩県農林水産部漁港漁場課及び沖繩県南部農林土木事務所に据え置き、縦覧に供する。

令和3年3月19日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

沖繩県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖繩県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字新川牛之巻原
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年2月26日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖繩県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月19日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年2月12日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖繩県告示第118号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖繩総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月19日

沖繩県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 恩納村安富祖地区
- 2 公共測量を実施した期間 令和2年11月5日から令和3年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年3月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年10月26日
(2) 商号名 株式会社大匠建設
(3) 代表者名 比嘉武
(4) 所在地 那覇市首里石嶺町2丁目92番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第4473号、沖縄県知事 許可(般-1)第4473号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年9月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年10月26日
(2) 商号名 株式会社共和アルミ
(3) 代表者名 友利隆彦
(4) 所在地 西原町字小那覇1013番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第10927号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年9月15日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年10月26日
(2) 商号名 株式会社ジョイハウス
(3) 代表者名 安谷屋洋一
(4) 所在地 宜野湾市志真志四丁目15番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12863号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年9月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年10月26日
(2) 商号名 有限会社津波古開発
(3) 代表者名 多和田直樹
(4) 所在地 宮古島市平良字西里311番地3 かなしろビル101(1A)
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13338号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年9月17日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和2年10月26日
(2) 商号名 株式会社やまと商建
(3) 代表者名 渡嘉敷眞勇
(4) 所在地 名護市大北五丁目22番26号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13863号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年9月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和2年10月26日
(2) 商号名 有限会社新高土木
(3) 代表者名 末好健人
(4) 所在地 石垣市字新川143番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第8552号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年9月24日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 令和2年10月26日
- (2) 商号名 有限会社長井建設
- (3) 代表者名 長井成夫
- (4) 所在地 石垣市字大浜130番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第12206号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年9月28日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年3月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年6月19日 沖縄県指令土第379号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字喜舎場喜舎場原175番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字大城616番地1 安里佳哲、北中城村字大城616番地1 安里由美子
- 5 検査済証番号 令和3年3月8日 第4717号
- 6 工事完了年月日 令和3年2月17日

訓 令

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局
労働委員会事務局

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程(平成8年沖縄県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第10号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改め、同条に次の2号を加える。

- (11) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内(離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内)で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合にあっては、いずれの期間についてもその指示された回数)を限度として、その都度必要と認められる時間
 - (12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- 第11条第1項第12号を削り、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

沖縄県訓令第6号

文化観光スポーツ部

国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月19日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令国際交流員の勤務条件の特例に関する規程（令和2年沖縄県訓令第34号）の一部を次のように改正する。
第6条第9号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改め、同条に次の2号を加える。

- (13) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の国際交流員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の国際交流員が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合にあっては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間
- (14) 妊娠中の女性の国際交流員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- 第7条第1項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

教育委員会事項**沖縄県教育委員会訓令第1号**

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月19日

沖縄県教育委員会

教育長 金 城 弘 昌

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第10号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改め、同条に次の2号を加える。

- (11) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合にあっては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間
- (12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間
- 第11条第1項第12号を削り、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第2号

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月19日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条第9号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改め、同条に次の2号を加える。

- (13) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の外国語指導助手が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあつては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間
- (14) 妊娠中の女性の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

第10条第1項第10号を削り、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

人事委員会事項

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第1号**勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の4中「文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」を「人事委員会が定める事業」に改める。

第6条第3項中「とおり」を「年次休暇の日数欄に掲げる日数」に改め、同条に次の2項を加える。

4 次の各号に掲げる職員（人事委員会が別に定める職員を除く。）の年次休暇の日数については、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める日数とする。

- (1) 当該年において、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員若しくは沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第2条第1項及び第10条に規定する団体等に派遣される者又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人若しくはその他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に使用される者（以下この号及び次号において「地方公営企業等労働関係法適用職員等」という。）となつた者であつて引き続き新たに職員となつた者 地方公営企業等労働関係法適用職員等となつた日において新たに職員となつたものとみなした場合における条例第9条第3項に規定する年次休暇の日数から、新たに職員となつた日

の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

(2) 当該年の前年において、地方公営企業等労働関係法適用職員等であった者であつて引き続き当該年に新たに職員となつた者 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア又はイに定める日数

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(7)又は(4)に掲げる場合に応じ、次の(7)又は(4)に定める日数

(7) 当該年の初日に職員となつた場合 20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数

(4) 当該年の初日後に職員となつた場合 (7)の日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

イ 地方公営企業等労働関係法適用職員等としての在職期間において年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数が会計年度により定められていた職員 次の(7)又は(4)に掲げる場合に応じ、次の(7)又は(4)に定める日数

(7) 当該年の初日から会計年度の初日までに職員となつた場合 20日に職員となつた日の前日における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数

(4) 会計年度の初日の翌日から当該年の末日までに職員となつた場合 職員となつた日の前日における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該残日数が40日を超える場合にあつては、40日）

5 前項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、当該年の末日までに受けなかつた日数がある場合は、その日数（当該日数が20日を超える場合にあつては、20日）を翌年に限り、繰り越すことができる。

第6条の3の見出し及び第6条の4の見出し中「1年の期間が異なる異動をした職員」を「特定職員」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第2号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 宮古島市伊良部字前里添 宮古島警察署佐良浜駐在所 伊良部高等学校 」 を

「 宮古島市伊良部字前里添 宮古島警察署佐良浜駐在所 」 に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第3号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条」を「前条」に改める。

別表第1中

宮古島市城辺字新城
宮古島市城辺字福里
宮古島市城辺字福里
宮古島市城辺字西里添
宮古島市城辺字西里添
宮古島市城辺字砂川
宮古島市城辺字砂川

福嶺中学校
城辺小学校
城辺中学校
西城小学校
西城中学校
砂川小学校
砂川中学校

を

宮古島市城辺字福里
宮古島市城辺字西里添
宮古島市城辺字西里添
宮古島市城辺字砂川

城辺小学校
西城小学校
城東中学校
砂川小学校

に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第4号

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構
地方税共同機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第5号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成29年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）及び第4項（見出しを含む。）中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第6号

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第10号中「夏期」を「夏季」に、「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改め、同条に次の2号を加える。

- (11) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 任命権者の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により任命権者が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあっては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあっては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあっては1週間に1回、産後1年までにあってはその間に1回（医師等の特別の指示があった場合にあっては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間
- (12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認められる場合 任命権者が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

第8条第1項第12号を削り、同項第13号を同項第12号とし、同項第14号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--